

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市西区福島町二丁目24番1号 広島市西区厚生部・西区地域福祉センター
受 電 設 備	広島市西区厚生部・西区地域福祉センター5階電気室内
業 種 及 び 用 途	業務用（事務所）
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V（受電電圧6,600V）
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	113kW （ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	993,312kWh／3年
使 用 期 間	令和3年4月1日 0:00 ～ 令和6年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録又は検針員による訪問検診（検診日は原則毎月1日）
電 力 量 計 （自動検針装置）	設置なし
需 給 地 点	当センターの構内に広島市が設置した高圧キャビネット（供給用配電箱）内のガス開閉器（PGS）一次側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市西区厚生部・西区地域福祉センターへの電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。